

重要事項説明書【訪問介護】【緩和した基準による訪問型サービス】

あおばケアサービス 訪問介護

1. 事業所の概要

法人種別・名称	有限会社野いちご
代表者	代表取締役 石松 慶三
事業所名	あおばケアサービス 訪問介護
事業所数	4
所在地・連絡先	〒213-0032 神奈川県川崎市高津区久地 4-12-1 川辺ビル 201 T E L 044-712-7029 F A X 044-712-7039
介護保険事業所番号	1 4 7 5 3 0 3 7 1 3
管理者	谷地 由美子
事業の概要	1. 居宅訪問介護事業 2. 緩和した基準による訪問型サービス
サービス提供地域	川崎市高津区・多摩区

2. 事業所の職員体制

職 種	従事するサービス種類、業務	人 員
管 理 者	事業所の管理	1 名
サービス提供責任者	訪問介護員（ヘルパー）の管理 及びサービス業務の管理	2 名（常勤2名）
訪問介護員	居宅訪問介護サービス	〇名（常勤〇名 非常勤〇名）

3. 事業所の営業時間・サービス提供時間

営業日	日	月	火	水	木	金	土	祝
		○	○	○	○	○	○	○
時間	営業時間：9時～18時 サービス提供時間：8時～18時							

（注）年末年始については、別途調整のうえ設定いたします。

4. サービスの内容及び料金

(1) 保険内サービス及び料金

①保険内サービス

「訪問介護」は、利用者の居宅（自宅）において訪問介護員（ヘルパー）その他政令で定める者を派遣して、入浴、排せつ、食事等の介護その他の日常生活上の世話をを行うサービスです。

事業者は、下記のサービス内容区分の中から指定の時間帯に応じて選択されたサービスを提供します。

サービスの提供にあたっては、別添の「訪問介護計画書」に沿って計画的に提供します。

サービス内容の詳細については、別添の「サービス内容詳細確認票」により利用者の希望を確認したうえで実施します。

身体介助	食事介助	嚥下や水分チェック等に注意しながら介助します 食べやすいように工夫し介助します
	入浴介助	身体状況に合わせ入浴及び清拭、洗髪を行います
	排泄介助	トイレ誘導、オムツ交換等を行います
	口腔ケア	食事口腔等の清潔の為ブラッシングを行います
	体位変換	床ずれを作らないように体の向きを変えます（寝たきりの方や自分で思うように体を動かせない方等）
	衣類着脱	下着、衣類全般にわたって着替えの準備や衣類の交換を行います
生活援助	買物介助	調理に必要なもの、又その他必要な買物の代行
	調理介助	嗜好に合わせ献立を考え、調理し、配膳及び下膳等を行います
	掃除	生活している部屋を掃除し整えます
	洗濯	着替え等衣類を洗濯します
	寝具等の整理	シーツ交換、布団干し、ベッドメイキング等寝具の衛生保持
その他	訪問相談等	

【ご注意】次のようなサービスは、保険外サービスとなり、介護保険上のサービスとして提供することはできませんので、ご了承願います。

1) 「本人の援助」に該当しないもの

…家族等のための洗濯・調理・買い物・布団干し、主として利用者が使用する居室以外の掃除、来客の応接（お茶の手配等）、自家用車の洗車 等

2) 「日常生活の援助」に該当しないもの

…庭の草むしり、花木の水やり、犬の散歩等ペットの世話、家具等の移動、大掃除、窓のガラス磨き、室内外家屋の修理、正月料理等の特別な調理 等

②保険内サービス料金

当事業所では、ご利用者に対して以下のサービスを提供します。

当事業所が提供するサービスについて、

- | |
|--|
| (1) 利用料金のうち1割、2割又は3割をご利用者にご負担いただく場合
(2) 利用料金の全額をご利用者にご負担いただく場合（介護保険の支給限度額を超えてサービスを利用する場合は超えた額の全額）があります。 |
|--|

※平常の時間帯（午前8時から午後6時）での料金表です。

※やむを得ない事情等により、利用者の同意を得て2人で訪問した場合は2人分の料金となります。

※7時台、18時台から始まるサービスについては早朝・夜間料金が発生します。

あおばケアサービス 訪問介護 料金表

訪問介護利用料金			単価 11.12 円			利用者負担				
	援助項目	所要時間	基本 単位	特定 加算	処遇 加算	合計 単位	サービス 利用料金	1 割	2 割	3 割
身体 介護	身体介護 01・02	20分未満の場合	163		37	200	2,224	223 円	445 円	668 円
	身体 1	20 分以上 30 分未満	244		55	299	3,324	333 円	665 円	998 円
	身体 2	30 分以上 1 時間未満	387		87	474	5,270	527 円	1,054 円	1,581 円
	身体 3	1 時間以上 1 時間 30 分未満	567		127	694	7,717	772 円	1,544 円	2,316 円
	身体 4	1 時間 30 分以上 2 時間未満	649		145	794	8,829	883 円	1,766 円	2,649 円
	身体 5	2 時間以上 2 時間 30 分未満	731		164	895	9,952	996 円	1,991 円	2,986 円
生活 介護	生活 2	45分未満	179		40	219	2,435	244 円	487 円	731 円
	生活 3	45分以上	220		49	269	2,991	300 円	599 円	898 円
		身体介護に引き続き生活援助	65		15	80	889	89	178	267
身体 + 生活	身 1 生 1	55 分 (30 分未満+25 分)	309		69	378	4,203	421 円	841 円	1,261 円
	身 1 生 2	1 時間 20 分 (30 分+50 分)	374		84	458	5,092	510 円	1,019 円	1,528 円
	身 1 生 3	1 時間 45 分 (30 分+75 分)	439		98	537	5,971	598 円	1,195 円	1,792 円
	身 2 生 1	1 時間 25 分 (60 分+25 分)	452		101	553	6,149	615 円	1,230 円	1,845 円
	身 2 生 2	1 時間 50 分 (60 分+50 分)	517		116	633	7,038	704 円	1,408 円	2,112 円
	身 2 生 3	2 時間 15 分 (60 分+75 分)	582		130	712	7,917	792 円	1,584 円	2,376 円
	身 3 生 1	1 時間 55 分 (90 分+25 分)	632		142	774	8,606	861 円	1,722 円	2,582 円
	身 3 生 2	2 時間 20 分 (90 分+50 分)	697		156	853	9,485	949 円	1,897 円	2,846 円
	身 3 生 3	2 時間 45 分 (90 分+75 分)	762		171	933	10,374	1,038 円	2,075 円	3,113 円

※訪問介護処遇改善加算Ⅱ

川崎市緩和した基準による訪問型サービスの介護

報酬に係る費用		単価	11.12	円	利用者負担		
	援助項目	回数（週）	基本 単位	サービス 利用料金	1 割	2 割	3 割
緩和した 基準	（週 1 回程度）	1 週 6 0 分以下	293	3,258	326 円	652 円	978 円
	（週 2 回程度）	1 週 6 0 分超 1 2 0 分以下	585	6,505	651 円	1,301 円	1,952 円
	（週 2 回を 超える場合）	1 週 1 2 0 分超	928	10,319	1,032 円	2,064 円	3,096 円

※川崎市緩和した基準による訪問型サービスは、処遇改善加算が含まれた金額となっております。

※訪問介護は、訪問介護処遇改善加算Ⅱを算定しております。

【 加算料金 】

・ 初回加算 200 単位／月

・ 緊急時訪問介護加算 100 単位／月

③キャンセル料

利用者の都合により急なキャンセルの場合は（サービスを中止する場合）次のキャンセル料をいただきます。

利用者の病状の急変など緊急やむを得ない事情がある場合は不要です。災害（台風・地震）

連絡先： あおばケアサービス 訪問介護 電話：044-712-7029

利用日の前日までに連絡	無料
利用日当日	2000 円

④その他

サービスの実施に必要な居宅の水道、ガス、電気、電話等の費用はお客様の負担となります。

通常の事業の実施地域を越えて行う訪問介護等に要した交通費は、別途実費を徴収する。なお、自動車を利用した場合の交通費は次の額を徴収する。

通常の事業の実施地域を越えた所から、片道分を1キロメートルあたり20円

⑤利用料金のお支払い方法（保険内サービス・保険外サービス）

毎月20日前後に前月分の請求書を発行いたしますので、27日までにお支払いください。

ゆうちょ銀行の引き落とし又は、リコーリース口座振替サービスとさせていただきます。

なお、引き落としができない場合には、毎回現金でお支払いいただきます。

（2）保険外サービス

①サービス内容及び料金表

1	身体 1時間	¥3,000/時間
2	生活 1時間	¥2,500/時間
3	院内介助（通院同行時における院内待機等）	¥2,500/時間
4	見守り	¥2,500/時間
5	『日常生活の支援』に該当しない家事援助	¥2,500/時間
6	同居家族の家事援助	¥2,500/時間
7	外出介助	¥3,000/時間
8	大掃除	¥3,000~/時間
9	上記以外（応相談）	¥3,000~/時間
※原則1h～（但し院内介助のみ30分～利用可能） ※以降30分毎に各半額分ずつ追加 ※5の内容は庭の草むしり、花木の水遣り、ペットの世話、窓ガラス拭き等です。		

（3）保険内サービスの利用方法

①サービス利用開始

本契約締結後、サービス開始可能となります。

②サービス終了

1）お客様のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の1ヶ月までに文書または電話にてお知らせください。

2）事業所の都合でサービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合には双方の通知がなくても自動的にサービスを終了いたします。

- ・ ご本人様が介護保険施設に入所した場合
- ・ 介護保険給付でサービスを受けていたお客様については、介護度認定区分が非該当（自立）と認定された場合。
- ・ ご本人様がお亡くなりになられた場合

④その他

- ・ 当事業所が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、ご本人様やご家族に対

して社会理念を逸脱する行為を行った場合、または当社が破産した場合、お客様は文書で解約を通知することによって即座にサービスを終了することができます。

- ・ お客様がサービス利用料金の支払いを 2 ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず 3 日以内に支払わない場合、又はご本人様やご家族などが当事業所や当事業所のサービス従事者に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、即座にサービスを終了させていただく場合がございます。

(4) その他

利用者がヘルパーの交代を希望される場合には、できる限り対応しますので、担当のサービス提供責任者までご相談ください。また、サービス提供の際の事故やトラブルを避けるため、次の事項にご留意ください。

①ヘルパーは、医療行為や年金等の金銭の取扱いはいたしかねますので、ご了承ください。(生活援助として行う買い物等に伴う少額の金銭の取扱いは可能です)

②ヘルパーに対する贈り物や飲食等のもてなしは、ご遠慮させていただきます。

5. サービス内容に関する苦情

当事業所苦情窓口	相談員（責任者） 谷地 由美子	TEL 044-712-7029 FAX 044-712-7039
市町村介護保険相談窓口	高津区 高齢・障害課 044-861-3255 多摩区 高齢・障害課 044-935-3266	
神奈川県国民健康保険 団体連合会（国保煉）	横浜市西区楠木町 27 番 1	☎ 045-329- 3447

6. 緊急時における対応方法

サービス提供中に、病状の急変が生じた場合その他必要な場合は、速やかに主治の医師への連絡を行う等の必要な措置を講じるとともに、利用者が予め指定する連絡先にも連絡します。

(緊急時連絡体制)

訪問介護員等



管理者
(サービス提供責任者)



救急車の要請（医療機関）
主治医
家族
居宅介護支援事業所
その他関係機関

緊急時の連絡先及び対応可能時間	
【事業者の窓口】 (事業者の担当部署・窓口等)	担当者： 谷地 由美子 携帯：
	所 在 地：神奈川県川崎市高津区久地 4-12-1 川辺ビル 201
	TEL：044-712-7029
	受付時間：9：00～16：30
【主治医の連絡先】 (所属医療機関名、主治医の氏名等)	病院名：
	所在地：
	主治医氏名：
	電話番号：
【緊急時連絡先】 (家族等)	氏名：
	住所：
	電話：

7. サービス提供に関わるお願い

- ① 贈答、もてなしの禁止 訪問介護員等に贈答や飲食のもてなしは、制度上、禁止されておりますので、ご遠慮させていただきます。
- ② 訪問介護員等の個人情報 個人情報保護法上、訪問介護員等の住所、電話番号などの個人情報につきましては、ご利用者にお知らせしていませんので、あらかじめご了承ください。
- ③ 体調や容体の急変などによりサービスを利用できなくなったときは、できる限り早めに担当の介護支援専門員又は当事業所の担当者へご連絡ください。
- ④ 地震、台風、大雪等の自然災害発生時等において、訪問介護員の交通手段及び生命に危険が及ぶ事態が予測される場合は、サービスを中止させていただきます。
- ⑤ 感染症の発生を予防または感染のリスクを防ぐ為、入出時の手洗い、マスク、使い捨て手袋等を使用させていただく場合があります。
- ⑥ 訪問途中の事故などにより訪問困難な場合、事業所より利用者宅へ連絡し、最善の処置をとります。その場合、別のヘルパーがお伺いする場合があります。
- ⑦ ハラスメント行為に該当した場合には、サービスを中止させていただくことがありますので、ご理解・ご了承ください。

8. 災害時における対応方法

災害発生時はサービス提供が困難となる場合があります。災害時の対応について、ご理解ご協力をお願い致します。

地震や集中豪雨、台風上陸、大雪等の自然災害が発生した場合、訪問時間の遅延やサービス提供が中止となる場合があります。可能な限りご連絡差し上げるよう努力いたしますが、状況によっては連絡できない場合がある事をご理解ください。

9. 虐待の防止

事業者は、虐待の発生又はその再発を防止するため、次に掲げる措置を行う。

- 1 事業所内における虐待防止のための対策を検討する勉強会を定期的で開催し、周知徹底を図る。
- 2 事業所内において、虐待の防止のための研修を定期的で開催する。

10. 感染症予防、まん延防止の対策

事業者は、事業所内において感染症が発生し、又はまん延しないように次の措置を講じます。

- 1 事業所内における感染症の予防又はまん延の防止のための勉強会をおおむね6カ月に1回以上開催するとともに、その結果を周知徹底する。
- 2 事業所は、感染症の予防又はまん延防止のための研修及び訓練を定期的を実施する。

11. 個人情報の保護

事業者は、利用者及びその家族の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」及び厚生労働省が作成した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取扱いに努めるものとする。

2 事業所が得た利用者及びその家族の個人情報については、介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、サービス担当者会議等において、利用者の個人情報を利用する場合は、利用者の同意を、

利用者の家族の個人情報を用いる場合は当該家族の同意をあらかじめ契約書にて得るものとする。

12. 秘密の保持

従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

- 2 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においても、これらの秘密を保持すべき旨を、従業者との雇用契約の内容に含むものとする。

13. 従業者の研修等

事業所は、従業者に対し、常に必要な知識の習得及び能力の向上を図るための研修（外部における研修受講を含む。）を実施する。尚、研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務体制を整備する。

- ① 採用時研修 採用後 6 ヶ月以内 （採用時には、感染症研修を別途行う）
② 継続研修 年 12 回 ③個人研修

14. 第三者評価

提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	実施無し
-------	------

15. ハラスメント行為への対応

事業者は、介護現場で働く職員の安全確保と安心して働き続けられる労働環境が築けるようハラスメントの防止に向け取り組みます。

（１）サービス提供時において行われる優越的な関係を背景とした言動や、業務上必要かつ相当な範囲を超える下記の行為は組織として許容しません。

- ①身体的な力を使って危害を及ぼす（及ぼされそうになった）行為（身体的暴力）
②個人の尊厳や人格を言葉や態度によって傷つけたり、おとしめたりする行為（精神的暴力）
③意に沿わない性的言動、好意的態度の要求等、性的ないやがらせ行為
④要求内容又は要求態度が社会通念に照らして著しく不当で過剰な要求、クレームや迷惑行為
⑤営業時間及び営業時間外の緊急性の低い頻繁な連絡（電話やメール等）や呼び出し行為

上記は、当該法人職員、取引先事業者の方、ご利用者及びその家族等が対象となります。

（２）ハラスメント事案が発生した場合、厚生労働省の指針等を基に即座に対応し、社内会議等により、同時案件が発生しない為の再発防止策を検討し、ハラスメントへの対応を行わせて頂きます。その際、関係機関への連絡、相談、環境改善に対する必要な措置を講じさせて頂く場合があります。また、必要に応じて、サービス提供担当者を変更させて頂く場合もあります。

（３）ハラスメントへの対応を行った結果、改善が見られず「正当な理由」が確認できた場合には、利用契約を解除させて頂きます。

（４）職員に対し、ハラスメントに対する基本的な考え方について研修などを実施します。また、定期的に話し合いの場を設け、介護現場におけるハラスメント発生状況の把握に努めます。

16. 担当のサービス提供責任者

担当するサービス提供責任者は_____ですがやむを得ない事情で変更する場合は事前に連絡いたします。

当事業者は、サービス内容説明書及び重要事項説明書に基づいて、あおばケアサービス訪問介護のサービス内容及び重要事項の説明をしました。

令和 7 年 月 日

事業者 住所 神奈川県川崎市高津区久地 4-12-1 川辺ビル 201

事業者名（法人）名 有限会社 野いちご あおばケアサービス 訪問介護

事業所番号 神奈川県第号 1 4 7 5 3 0 3 7 1 3

説明者 職名 サービス提供責任者
氏名 _____

私は、サービス内容説明書及び重要説明書に基づいて、あおばケアサービス 訪問介護の内容及び重要事項の説明を承諾しました。

令和 7 年 月 日

利用者 住所
氏名

代理人 住所
氏名

関係（ ）